

学位論文題名

フランス憲法院による法律の
憲法適合的解釈に関する一考察

学位論文内容の要旨

合憲限定解釈は、違憲の疑いのある法律そのものを合憲としつつ、より憲法適合的な運用を可能とする手法として評価されているが、他方で、それが行き過ぎると、裁判官による立法になってしまいかねないといった問題点も指摘されている。かつては最高裁によって、人権を救済するための手法として用いられたが、そういった判例が後に覆され、しかも違憲の疑いの濃い法律を救済するために用いられることが多くなったため、今日ではやや影が薄い。だがその利点を考えたとき、この手法はより活用されるべきであると考えられる。合憲限定解釈に注目が集まらない理由として、もはや人権救済のために役立たない手法と見られていることがあげられる。だがこの、人権救済に役立つという結果の観点を強調しすぎることが、かえって合憲限定解釈の欠点を増幅する結果となっている。すなわち、人権を救済する合憲限定解釈はよい限定解釈で、そうではないのは悪い限定解釈であるとする、たとえ解釈としては無理があるものでもよいとされたり、逆に、妥当な解釈であっても批判されたりすることとなり、合憲限定解釈が認められる限界がひたすらにあいまい化してしまう。それゆえ、結果ではなく判断過程に着目して検討することが必要であると考えられる。

フランスの憲法院は、法律の抽象的違憲審査を行っているが、その判決の中で、合憲限定解釈と類似する「解釈留保(*réserve d'interprétation*)」と呼ばれる手法を用いている。それは、憲法院の活動のごく初期から今日まで継続して用いられており、すでに 130 件以上の判決例がある。そしてこの手法を分析するに際して、中立化解釈、指令的解釈、建設的解釈という三つに分ける三分類論が一般にとられている。これは、法律にいかなる解釈を施したかという観点による分析である。このことに加え、長い間法律中心主義の伝統などから違憲審査を拒んできたにもかかわらず今日では憲法院による法律の違憲審査が活発に行われていること、さらには日本におけるフランス憲法、あるいは憲法院研究が盛んであるにもかかわらず、解釈留保に着目した研究が比較的少ないところから、合憲限定解釈の再検討の手がかりとして、フランス憲法院の解釈留保つき判決を検討する(はじめに)。その際、検討材料をあらかじめ提示する必要性と、さらには日本において解釈留保つき判決がまとまった形で紹介されていないところから、憲法院が法律の合憲性について判断した判決において付された解釈留保を網羅的に紹介している(第 2 章)。

解釈留保の三分類論は、1986 年に、ファヴォルーの論文によってはっきりした形で示されたものである。ファヴォルー自身は、各要素の定義を明示しなかったが、この枠組みは多くの論者によって受け入れられた(第 1 章)。1990 年代の論者、テュルパン、ドラゴ、ルソーらも、基本的にこの三分類論の枠組みを用いて議論していた。ただその内容は若干異なり、ドラゴとルソーが、三要素がそれぞれ独自のものとしてあるのに対して、テュルパンは建設的解釈と中立化解釈という二要素があり、そしてそれらが時に指令的な性格を持つこともあると理解していた。三分類論と一口に言っても、論者によって無視できない違いが存在していた(第 3 章第 1 節)。

その後 1990 年代の終わりに、三分類論に対して二つの方向で再検討が加えられた。一つは、これをさらに細分化させるディマンノの議論であり、そしてもうひとつは、三分類論を解体し、すべての留保は指令的性格を持つものであると単純化する、ヴィアラの議論である。ディマンノの議論は、ある意味三分類論の完成形であるといえる。だがディマンノも、指令的解釈がほかの解釈手法と結びつき、併用されることがあると指摘している。ヴィアラは、その視点をさらに推し進めたかのように、すべての留保は指令的性格を有していると理

解すれば足りるとし、三分類論は、建設的解釈と中立化解釈の区別のあいまい性、さらには分類されえない新しいタイプの留保が出てきていることから支持することができないと主張していた(第3章第2節)。ルソー、ドラゴ、テュルバン、さらにはディマンノ、ヴィアラの議論を検討した結果、すべての解釈留保は指令的性格を有するというヴィアラの主張には納得できる点も多いものの、しかし、その指令の内容、法文との関係、つまり、その指令は法律に対して何をしたのかという観点からそれらの留保をいくつかパターン分けすることは、まったく別次元のことであって、それを排除することまではできないし、する必要もないという結論を得た。それゆえ、基本的にすべての解釈留保は指令的であることを前提とした上で、法律に直接的に改変を加えることなく、適用機関に対してある原則などを示すにとどまる、指令的な性格しか有さない解釈留保—これはフランスに固有のものである—と、そして、テキストに何らかの改変を加え、それに従った適用を求める、指令的性格を有する特定の解釈等を示す解釈留保—これは、違憲審査を行なう国に共通するものである—の二つに解釈留保を大別した上で、後者については、その改変方法として用いられている手法を分析・検討するのが、フランス憲法院の解釈留保の手法を検討するのにもっとも適切であると考えられる(第3章小括)。このうち、特殊フランス的な解釈留保としては、憲法院が、法律の適用について監視する権限が、裁判所やその他の機関にあることを述べるもの、法律が委任するデクレやオールドナンス、あるいは委員会の活動態様を制限するためのもの、立法者の権限を拘束するような条項を無意味なものであるとするもの、将来の一定の立法活動を前提として、当該法律の合憲性を認めるもの、法律の形式上の誤りを修正するもの、暗黙の留保の六種類があった(第4章第1節)。

つぎに、憲法裁判機関に共通する解釈留保である。この分析に際して三分類論を取らないとすると、いかなる検討枠組みが適切であろうか。ここでは、テュルバンが、憲法院の判決について、参照規範と、統制される規範という観点から分析していたことに着想を得て、留保が何を参照して付されたか、そしていかなる文言が留保の対象になったかという二つの観点によって解釈留保を分析した。

その結果、フランス憲法院の解釈留保つき判決は、文言に着目したものとしらないもののそれぞれにおいて、大きく、憲法に着目したもの、法律に着目したもの、そして特に何も参照していないものの三通りがあることが明らかになった。このうち、最も数が多かったのは、文言に着目せず、憲法を参照したものであった。その理由として、文言に着目しない留保のほうが裁判官の判断の余地が広く、より使いやすい手法であったこと、また、抽象的違憲審査機関であるため、憲法を参照することに慣れていることなどが考えられる(第4章第2節)。

この分析枠組みを日本の最高裁判決において用いられた合憲限定解釈に当てはめてみたところ、文言に着目せず憲法を参照したものを除くすべてのパターンが存在していた。なお最も数が多かったのは、文言に着目した上で、法律を参照したものであった。日仏でこの差が現れたのは、日本において、合憲限定解釈の手法が、ある文言について複数の解釈が成り立ちうる場合に、違憲となる意味を回避する手法であると理解するのが典型的な理解であったことから、文言に着目したものが多くなったこと、また、具体的審査機関として活動する最高裁は、なるべく憲法に触れずに事案を解決しようとする傾向があり、それが、参照条文においても現れたことなどが理由であろう。

最後に、日本においてどういった合憲限定解釈が望ましいものであるかを検討した。その結果、文言に着目した限定解釈であれば、憲法、法律の参照は広く認められるが、特に何も参照していないものは、裁判官の裁量の余地が大きくなりすぎること、また、そこまでの修正を要する場合には端的に違憲と判断すべきであることから、認めるべきではないという結論を得た。さらに、文言に着目していない限定解釈の場合、そもそも裁判官の判断の余地が大きいので、参照条文で縛りをかけるべきということから、憲法を参照することは広く認められるが、法律については、明文の規定、あるいは明らかな趣旨などを除き、余り認めるべきではなく、特に何も参照していないものについては、当然に認められないという結論を得た。

本稿の検討を通じて明らかになることができたのは、フランスの解釈留保つき判決の全貌と、それに関するフランスにおける議論の流れと現状であり、さらにそれをベースとして日本の最高裁による合憲限定解釈を用いた判決を検討し、あるべき、あるいはより望ましい合憲限定解釈のあり方について検討を加えた。これによって、判決によってもたらされた結果以外の観点による合憲限定解釈の評価という新たな検討枠組みを提示し、それにもとづいた合憲限定解釈の再評価をすることができた。

ここまでの検討を経てなお検討すべき課題として、フランスにおける解釈留保が、たとえば人権の分野ごとにどういった利用実績となっているのか、また違憲判決と留保つき判決の使い分けがどのようになっているのかという問題がなお残る(第5章、結びにかえて)。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 岡 田 信 弘
副 査 教 授 常 本 照 樹
副 査 教 授 笹 田 栄 司

学位論文題名

フランス憲法院による法律の 憲法適合的解釈に関する一考察

(論文の要旨)

本論文がテーマとしている合憲限定解釈は、一般に、法律の文言を字義通りに解釈するとその規定の合憲性に疑いが生ずるという場合に、その規定には書かれていないような一定の憲法上の準則をその規定の中に読み込むことによってその規定の適用範囲を狭く限定し、その法律を合憲とする判決技術と理解されているものである。ただ、現在のわが国においては、この手法はもっぱら法律の正当化に貢献し、違憲の疑いが濃い法律の救済にのみ役立っているという批判が強いのみではなく、とりわけ刑事法の場合は、法律の意味を不明確にし、犯罪構成要件の保障的機能を失わせる恐れがあるとの指摘もある。このようなことから、この手法への関心はかつてのような高まりを見せていないのが現状である。このような状況のなかで、本論文は、合憲限定解釈の手法は、立法機関たる国会と憲法裁判を行う最高裁との関係を必要以上に緊張させることなく、憲法により適合的な法運用を可能にするものであり、使いようによっては広く憲法裁判の場で有効な手法たり得ると主張するものである。すなわち、合憲限定解釈の手法にはもっと光が当てられてよいはずであるというのが本論文の基本的な問題関心である(「はじめに」)。

このような問題関心から、本論文は、フランスの憲法院における「解釈留保(*réserve d'interprétation*)」とよばれる判決手法に注目する。「解釈留保」あるいは「留保つき合憲判決」とは、審査した法律案の条文について、憲法院が示した解釈に従う限りで合憲とするものであるが、フランスの学説においては、一般に、「諸法律の合憲性の統制において、憲法院によって用いられる技術であり、憲法に反することになるような、あり得る一つの解釈を排除すること(中立化留保)によってであれ、憲法に適合すると宣言することを許す解釈を付与すること(建設的留保)によってであれ、ある条項の違憲宣言を回避することを憲法院に許すものである。憲法院は、法律の適用を担う諸機関に対して、憲法上の要求の尊重を求める「指令的な留保」を述べることもある。」といわれる。本論文は、この「留保つき合憲判決」手法を、法律を違憲とすることなく、憲法適合的な法律の適用を目指しているという点で合憲限定解釈と同様の作用を営んでいるものと位置づけた上でそれに詳細な検討を加える。

解釈留保を巡るフランスの議論を詳細に検討し、本論文は、「留保つき合憲判決」は基本的にすべて指令的な性格を持つことを前提としたうえで、法律に直接的に改変を加えることを要求せずに、適用機関に対してある原則などを示すに留まる、指令的な性格しか持たない解釈留保と、実質的にテキストに何らかの改変を加え、それに従った適用を求める、指令的な性格を有する特定の解釈を示す解釈留保の二つに解釈留保を大別したうえで、後者については、その改変方法として用いられている手法を分析・検討するのがフランス憲法院の解釈留保の手法を検討するのに最も適切なアプローチであること、および、前者はフランス憲法院をはじめ事前・抽象型あるいは大陸型に分類される憲法裁判所特有の判断手法であるのに対し、

後者は事後・付随型の違憲審査制度にも妥当する、一般的な憲法判断の手法といえることを指摘する（第1章「日本とフランスにおける従来の議論」及び第3章「現在の議論」）。

さらに本論文は、憲法院の留保判決を網羅的に検証した上で、指令的性格を有する特定の解釈を示す「留保つき合憲判決」は、大きく、特定の文言に着目したものとそうでないものとに分けられ、そしてそれぞれのなかでさらに、憲法に直接由来するもの、審査対象の法律のなかの原則を取り入れたもの、当該法律以外の法律から原則を引き出したもの、立法過程を参照したもの、そして特に明示の根拠を示さずに留保を付したものに分けることができることを示している。そして、この分類のなかで、特定の文言に着目しない留保が、予想に反し、特定の文言に着目する留保判決よりも多いという事実に着目し、この特定の文言に着目しない留保は、裁判官による操作の余地が広く、それゆえ違憲性のレベルが高いものまで救済できる可能性を持つという特徴を有すると本論文は指摘する（第2章「憲法院による解釈留保付諸判決」及び第4章「フランス憲法院判決における解釈留保の意義」）。

引き続き、本論文は、このような分析枠組みを日本の最高裁判決において用いられた合憲限定解釈に当てはめる。その結果、文言に着目せず憲法を参照したものを除くすべてのパターンが存在していること、及びその中でも文言に着目した上で法律を参照したものの数が最も多いことを指摘する。そして、日本とフランスでこのような違いが現れた理由については、日本では合憲限定解釈の手法が、ある文言について複数の解釈が成り立ちうる場合に違憲となる意味を回避する手法であると解するのが典型的な理解であったことから、文言に着目したものが多くなったこと、また、具体的審査機関として活動する最高裁は、なるべく憲法に触れずに事案を解決しようとする傾向があり、それが、参照条文においても現れたことなどを挙げている（第5章「日本の最高裁判決において用いられた合憲限定解釈の再評価」）。

最後に、以上の考察を前提として、判決によってもたらされた結果以外の観点による合憲限定解釈の評価という新たな検討枠組みを提示し、それに基づいた合憲限定解釈の再評価という問題提起を行うことによって、本論文は閉じられている（「結びにかえて」）。

（評価）

本論文は、フランスを対象とした詳細な比較法的研究に基づいて、高橋和之教授や戸松秀典教授などによる研究以降本格的研究があまり見られない分野において、合憲限定解釈という判決手法の持ちうる可能性を再検討しようとするものである。

本論文で特に評価に値するのは、これまで必ずしも十分に紹介・分析されることのなかったフランス憲法院の判決手法の実相に濃密に接近している点である。つまり、本論文で試みられている、素材としてのフランス憲法院の解釈留保判決とそれを論じている代表的学説（ファヴォール、テュルバン、ドラゴ、ルソー、ディマンノ、ヴィアラ）の網羅的な紹介と検討は、我が国における従来の研究が判決の結論やそれを導く理由づけに傾斜していたことを考慮すると、その網羅性からみて資料的価値がきわめて高く、日本の学界に大きく裨益する可能性を持つものといえる。また、フランス憲法院の判決の分析から得られた枠組みによる日本判例の整理と問題点の指摘は、今後の最高裁における合憲限定解釈の活性化の可能性を展望する上で基礎となる問題提起を含んでいると評価することができる。

フランス憲法院の解釈留保判決に着想を与えたといわれているドイツやイタリアの憲法裁判における判決手法についての検討がなされていないこと、違憲判決と解釈留保付合憲判決（合憲限定解釈判決）を分ける要因の分析の不十分さなど課題は残されているが、それらについては論文執筆者も自覚しているところであり（「結びにかえて」参照）、今後の研究で克服されることが十分期待される。

したがって、日本のフランス憲法院研究に存する隙間を埋めるとともに、判決の手法や判断過程を重視した考察という合憲限定解釈の再生もしくは復権に関わる新たな問題提起を行っている点を高く評価し、審査員全員一致で本論文を「博士（法学）」に値するものと判定した。